T-211 P　(P　　)

日立健康保険組合　御中

健康保険　任意継続被保険者資格取得申請書

（注）退職後20日以内に健保組合へ提出してください。

＊太枠線内を記入してください。

申請日	令和　年　月　日	備考	

被保険者等記号・番号	記号	番号	被保険者名 (ﾌﾘｶﾞﾅ)	性別
				男・女

生年月日	年齢	退職年月日	退職時勤務していた事業所(会社)名称
昭・平　年　月　日	才	令和　年　月　日	

住民票住所

郵便番号	
－（7桁）	都道府県

現住所

※上記「住民票住所」と異なる場合のみ記入してください。保険料納付書や健保組合からの各種郵送物の送付先となります。

郵便番号	
－（7桁）	都道府県

電話番号

自宅	－　－	携帯	－　－

保険料				
	納付方法	1．自動引落	2．銀行振込	※「1.自動引落」を選択した場合でも、引落が開始されるまでのおおむね2か月間は、銀行振込となります。
	納付単位	1．月払い	2．半年前納	3．一年前納

給付金振込先（兼 保険料引落口座）	※指定できる口座は、被保険者名義の口座に限ります。 ※保険料を自動引落により納付する場合は、保険料引落口座と同一の口座を指定。 ※利用できない金融機関があります。記入例を参照してください。

私が健保組合から支給される給付金は、今後、私名義の下記口座へお振込み願います。その上は振込みと同時に給付金を受領したものと認めます。

どちらか一方に記入してください。

金融機関（ゆうちょ以外の）

銀行／信用金庫／労働金庫	銀行コード	本店／支店／出張所	支店コード

預金種目	1．総合・普通　2．当座	口座番号（右詰めで記入してください）	

ゆうちょ銀行（郵便局）

ゆうちょ銀行	記号（6桁目がある場合は※欄に記入してください）	番号（右詰めで記入してください）
9900	※	

ゆうちょ銀行の場合、通帳記号と通帳番号は必ず記入してください。「店番・預金種目・口座番号」がご不明な場合は記入不要です。

店番		預金種目	1．普通・貯蓄　2．当座	口座番号	

在職中と扶養家族が同じ場合は、その氏名を記入してください。

なお、新規に扶養家族となる方がいる場合は、別途「被扶養者異動届(増)」等を提出してください。

被扶養者氏名	性別	続柄	生年月日
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	男・女		昭・平・令　年　月　日
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	男・女		昭・平・令　年　月　日
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	男・女		昭・平・令　年　月　日
(ﾌﾘｶﾞﾅ)	男・女		昭・平・令　年　月　日

受付日付印

T-211 P

日立健康保険組合　御中

任意継続被保険者資格取得申請時用

承　　諾　　書（本人控）

私は、次の事項を理解・承諾した上で任意継続被保険者制度の加入手続きを行います。

承諾項目	承　　諾　　内　　容
加入期間	退職日の翌日から継続して最長２年間
保険料の納付	保険料の納付方法を口座引落で選択された場合、手続き完了（２～３か月）までは振込による支払が必要　（※振込手数料は個人負担） 取得月分保険料が納付期限日までに納付されなかった場合、加入取消
納付方法変更の場合	年度途中での保険料の納付方法（振込・引落）および納付単位（月払・半年払・一年払）は変更不可 （※納付方法・納付単位の変更受付時期は年に１度、健保機関誌等でご案内）
健康保険料 介護保険料 の決定方法	保険料率は毎年見直しを実施 （被保険者本人の収入は反映されない） 標準報酬月額 退職時の標準報酬月額 保険料 上記、標準報酬月額に保険料率を乗じた額
連絡先等変更の場合	被保険者（本人）の住所や連絡先および口座（統廃合含む）が変更になる場合、速やかに健保組合に手続きを行うこと
資格喪失条件	①資格取得日から２年経過したとき ②他の健康保険組合の被保険者になったとき（就職したとき） ③亡くなったとき ④保険料を納付期限（原則毎月１０日）までに納めなかったとき ⑤後期高齢者医療制度の対象となったとき（満75歳以上または65歳以上で認定を受けた方） ⑥被保険者からの申出があったとき
資格喪失後の資格確認書（ハガキ型）をお持ちの場合	資格喪失後５日以内に健保組合へ返却 ※資格喪失後に日立健保の資格で医療機関等を受診した場合、後日、健保組合の負担分の請求に応じること

日立健康保険組合　御中

任意継続被保険者資格取得申請時用

承　　諾　　書

私は、次の事項を理解・承諾した上で任意継続被保険者制度の加入手続きを行います。

承諾項目	承　　諾　　内　　容
加入期間	退職日の翌日から継続して最長２年間
保険料の納付	保険料の納付方法を口座引落で選択された場合、手続き完了（２～３か月）までは振込による支払が必要　（※振込手数料は個人負担） 取得月分保険料が納付期限日までに納付されなかった場合、加入取消
納付方法変更の場合	年度途中での保険料の納付方法（振込・引落）および納付単位（月払・半年払・一年払）は変更不可 （※納付方法・納付単位の変更受付時期は年に１度、健保機関誌等でご案内）
健康保険料 介護保険料 の決定方法	保険料率は毎年見直しを実施 （被保険者本人の収入は反映されない） 標準報酬月額 退職時の標準報酬月額 保険料 上記、標準報酬月額に保険料率を乗じた額
連絡先等変更の場合	被保険者（本人）の住所や連絡先および口座（統廃合含む）が変更になる場合、速やかに健保組合に手続きを行うこと
資格喪失条件	①資格取得日から２年経過したとき ②他の健康保険組合の被保険者になったとき（就職したとき） ③亡くなったとき ④保険料を納付期限（原則毎月１０日）までに納めなかったとき ⑤後期高齢者医療制度の対象となったとき（満75歳以上または65歳以上で認定を受けた方） ⑥被保険者からの申出があったとき
資格喪失後の資格確認書（ハガキ型）をお持ちの場合	資格喪失後５日以内に健保組合へ返却 ※資格喪失後に日立健保の資格で医療機関等を受診した場合、後日、健保組合の負担分の請求に応じること

※提出日および被保険者氏名欄に自署し「任意継続被保険者資格取得申請書」等と一緒に提出してください。

日立健康保険組合　殿

年　　月　　日

被保険者氏名　　（自署）

★　申請前のチェックシート　★　（任意継続被保険者制度用）

健保組合提出不要

お申込み前に提出書類が揃っているか、各書類の未記入・捺印もれはないか再度確認してください。

※書類の記入もれや不備がある場合は、手続きを進めることができません。

（チェックシートは提出不要です。ご自身でお申込み前の確認にご利用ください。）

チェック欄	提　出　書　類	入　手　先
□	『健康保険 任意継続被保険者資格取得申請書（T-211）』 ※記入もれはありませんか。 「記入要領および記入上の注意事項」を今一度確認してください。	［申請サポートシステム利用の方］ システム入力後、出力されます ［紙による申請の方］ 日立健保ホームページ
□	『承諾書（T-212）』	［申請サポートシステム利用の方］ システム入力後、出力されます ［紙による申請の方］ 日立健保ホームページ
□	◆健康保険料の納付方法を「自動引落」で希望される場合のみ◆ 『健康保険料自動振替サービスに関する依頼書』 ・申請サポートシステム利用の方は2枚とも提出 ・紙による申請の方は2～4枚目を提出（1枚目は本人控） ※記入もれ・捺印もれはありませんか。 ※「自動引落」を希望された方は、任意継続被保険者資格取得申請書（T-211）の給付金振込先と同じ口座を記入してください。	［申請サポートシステム利用の方］ システム入力後、出力されます ［紙による申請の方］ 事業所の健保担当窓口または健保組合にて入手願います